

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和４年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源化分） 79,886 千円

（歳出）社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 961,560 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名等		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国 県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	33,285	5,120	0	507	3,846	23,812
	児童福祉事業	225,225	144,595	12,100	0	9,530	59,000
	障害者福祉事業	183,614	136,602	0	894	6,413	39,705
	その他	93,417	2,917	13,900	1,526	10,440	64,634
	小計	535,541	289,234	26,000	2,927	30,229	187,151
社会保険	介護保険事業	162,152	14,928	0	0	20,473	126,751
	後期高齢者医療事業	124,072	19,795	0	0	14,500	89,777
	国民健康保険事業	62,924	27,986	0	0	4,858	30,080
	小計	349,148	62,709	0	0	39,831	246,608
保健衛生	健康増進事業	540	232	0	30	39	239
	母子保健事業	4,482	759	0	0	518	3,205
	予防対策事業	21,248	490	0	758	2,781	17,219
	その他	50,601	3,941	0	0	6,488	40,172
	小計	76,871	5,422	0	788	9,826	60,835
合計		961,560	357,365	26,000	3,715	79,886	494,594

※地方消費税交付金の社会保障財源化分の充当額は、各事業に要する一般財源の比率で按分しています。